

**(財)日弁連法務研究財団**  
**認証評価評議会(第9回)議事録**

2008(平成20)年5月8日(木)午後3時~5時

## (財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第9回)議事録

- 1 日 時 2008(平成20)年5月8日(木)午後3時~5時
- 2 場 所 弁護士会館17階1703会議室
- 3 出席者  
議 長 本林 徹  
評議員 大谷 實,片山善博,小島邦夫,千種秀夫,中村睦男,松尾浩也(50音順・敬称略)  
専務理事 星 徳行  
理 事 由岐和広  
事務局長 山本崇晶  
事務局次長 石井邦尚,清永敬文  
事務局員 青戸理成,持田光則,山本敦子
- 4 議 題  
(審議事項)
  - 1)2007年度決算報告及び2008年度予算案について
  - 2)2007年度活動報告及び2008年度事業計画案について
  - 3)評価委員会委員の選任について
  - 4)異議審査委員会委員の選任について
  - 5)法科大学院認証評価事業基本規則の改正について
  - 6)その他  
(報告事項・意見交換事項)
  - 1)2007年度秋学期認証評価の実施結果の報告と今後の課題について  
・異議申立状況
  - 2)評価基準の改定について
  - 3)その他
- 5 議 事(別紙)  
(注:議事中の個別事案の内容に関わる発言箇所については省略。)

## 第9回認証評価評議会

2008年5月8日

【本林議長】 それでは、時間も参りましたので、第9回認証評価評議会を開催させていただきます。

お手元に議題がございまして、事前、それから席上配付の資料等、たくさんございますけれども、進行の順番に従って進めたいと思います。

まず、2007年度の決算報告、それから2008年度の予算案、2番目の2007年度活動報告及び2008年度事業計画案について、これは継続性の関係から、一括して活動の状況も含めまして事務局から報告をいただいて、その上で決算報告の承認、予算、あるいは事業計画案の承認等をご審議させていただきたいと思っておりますので、事務局のほうで全般的な概況を含めて、まずご報告をいただきたいと思います。

【山本事務局長】 本日配付させていただいたものでございますけれども、お手元の資料の20に沿いまして、昨今の情勢及び2007年度の活動についてご報告させていただきたいと思います。

前のほうにスライドでも映しておりますので、それをごらんいただいてもよからうかと思えます。

まず、取り巻く情勢でございますが、最初に法科大学院は現在74校ございまして、04年度開校の先発組68校、05年度開校の後発組6校ございまして、新司法試験も2回終了したところでございます。法科大学院にとりましては、最初の設置以来3年間の計画期間を経まして、自由に活動できるようになったのが2007年度からでございます。最初の3年間は設置計画を履行しているかどうかという履行状況調査を、文部科学省から毎年、比較的細かく受けておりまして、そのくびきを離れて、2007年度からは、文科省でなくて認証評価機関が評価をしてモニターしていくということになったわけでございます。法科大学院自身の定員もあまり減っておりませんで、定員減の計画・検討数もせいぜい50名程度の状況ですから、まだ設置のときとそう変わっていない状況でございます。

次に、認証評価でございますが、現在74校中、24校について評価が終わりました。24校のうち、財団が13校、大学評価・学位授与機構が9校、大学基準協会が2校の評価をしております。24校中、5校が基準不適合、いわゆる不適合という評価を受けました。3機関の評価が出そろったということと、不適合の評価が出されたというのが2007年度の大きな特徴でございます。

ちなみに不適合が出ましたのは、機構が4校、財団が1校でございますが、機構が不適合を出しました4校は、北海道大学、千葉大学、香川・愛媛連合大学院、それから一橋大学でございます。財団につきましては愛知大学でございます。

それを踏まえたメディアないし社会の反響もあるのですが、当局との関係で申しますと、こういった動きがございます。1つは法務省でございますが、3機関の評価発表が出た直後の法務大臣の閣議後の記者会見の中で、こういうことを言われています。3機関の評価が出たけれども、どうも評価基準がよくわからない。同じ事象を3つの機関でばらばらに評価しているのではないか。同じ事象であれば、同じように評価されるのが筋ではないか。そもそも複数の評価機関があること自体いかなものだろうかという趣旨の発言が法務大臣からなされております。

今日お配りしましたものですが、資料の2-1に閣議後記者会見の速記録といいますが、要旨が出ております。法務省のホームページから抜粋したものでございます。第三者評価のあり方について触れた部分に下線を引いています。これは事務局のほうで引いたものでございます。

それからもう一つ、文部科学省でございますが、中教審の法科大学院部会が2つのワーキングチームをつくるということがアナウンスされております。資料の1-8に日本経済新聞の記事があります。1つは入り口、1つは出口の調査及び改善のための働きかけをするという内容のものでございます。入り口というのは、法科大学院の入学者の質を上げるといいますが、選抜方法を改善するといいますが、現在、適性試験、LSATなどを用いて選抜しているわけですが、そういった選抜のあり方についての調査検討をするチームです。もう一つは出口のチーム。法科大学院の成績評価、修了認定のあり方についての調査をし、その改善に向けての何らかの活動をする、意見をまとめるということでございます。

以上が現在の評価を取り巻く情勢でございます。

資料2-0の次、ページをめくっていただきますと、その中で当財団の評価の活動でございますが、予定をしておりました28校中、13校の評価を終えております。全体が74校中、24校終えたところですので、大体3分の1でございますが、財団に限ってみますと、半分終わっておりまして、折り返し地点を迎えているところでございます。2006年の下期に2校、2007年の上期に4校、2007年下期に7校実施しまして、下期実施の7校のうち1校から異議申立てがございました。愛知大学法科大学院でございます。

2008年上期の7校につきましては、もう調査を開始しているところでございまして、2008年下期についても調査チームの編成がほぼ終わったところでございまして、この14校を何とか乗り切っていきたいと考えております。

その下の表にいきまして、財団の評価結果でございますが、これは資料20で見ますと、白黒印刷ですのでわかりにくいのですが、前をごらんいただきますと、赤字で書いてあるところが、問題が指摘されたところでございます。

(省略)

以上が財団の評価の内容でございます。

あと、今後の評価予定でございますが、2008年度は上期7校、下期7校です。上期には中央大学という大規模校が1校、それから関西学院大学という中規模校が1つございます。それから大宮法科大学院大学という法科大学院に特化した、しかも夜間コースに主力を置いた特色のある法科大学院の評価をすることになっております。

下期は7校、いずれも小規模でございますが、姫路獨協、岡山、琉球、島根、鹿児島等、地理的にあちこちの法科大学院の調査をするということになっております。

なお、この14校はいずれも財団のトライアル評価を一度受けておりますので、財団としてもある種の問題意識は持っているところでございます。

あと、2009年度は上期に後発組の北海学園大学の評価をするほか、大東文化、久留米、それから下期の獨協、これは再評価でございます。

以上が今後の評価でございます。

あと、財団の活動としまして、付帯事業でございますが、2007年度、先年度は出版を1つ、それからトライアル評価1校、北海学園でございますけれども、トライアル評価を一度やってございます。トライアル評価は全部で30校の実施でした。それから、シンポジウムを2回実施いたしました。「変貌する法曹の“有能性”」の研究、それから「法曹に要求されるマインドとスキルの評価」の研究でございます。これもまたまとめて近々出版することになると思います。

2008年度の付帯事業は、本評価の14校をこなすほうに注力いたしまして、今のところ予定はしておりません。

以上が活動報告及び経過でございます。

【本林議長】 次のページの成果のところまで行きましょう。

【山本事務局長】 失礼いたしました。

成果というか、反省、振り返りでございますけれども、1つは、評価事業の所期の目的が達成できただろうかという点ですが、評価を通じて法科大学院が教育改善を実際にしたという直接的な効果があった例がいくつかございます。1つは専任教員が足りなかった場合、それを確保する。教授会の運営ルールを正常に戻す。カリキュラムを変更する。それから、選択必修等の履修ルールの変更をする。具体的なアクションをとっていただけたということは、評価事業の1つの成果であろうと思います。

もう一つは、法科大学院の実態の開示。実態の開示というと、何か暴くようなイメージがあってあれなのですけれども、法科大学院が社会に対してみずからの活動を説明するという、説明責任を果たす手助けという意味でも、一定の成果は出ているのかなと感じております。評価報告書を作成して公表したという点が1つはございますし、特に一番問題になるであろう司法試験対策にずばりと切り込むような評価をし、ある程度マスメディアでも取り上げられ、それに対して、非常にいいことだと思わすけれども、愛知大学から正面から異議申立てが出て、それに対してもう一度明いところで審議ができて、その結果もまた公表できるという流れをつくることができたという点でございます。

ちなみにそれを含めた社会の反響でございますが、資料の13、3月26日に財団が評価結果を公表した際の新聞記事といたしますが、マスコミの話題が出ております。発表の順番からいいますと、基準協会が3月24日、財団が3月26日、大学評価機構が3月27日です。不適格という公表をしたのは財団が最初でございました。そういうこともあって、少し取り上げ方が大きいものがございます。

先ほど、ほかの機関からも不適格が出たということをご紹介しましたが、その内容を若干ご紹介します。資料の11-2というのがございます。本日お配りしたものです。1枚目の上からいきまして、北海道大学法科大学院ですけれども、入学者選抜に問題があったという指摘を受けております。具体的には、法学未修者の選抜において、法律の試験の成績を考慮しているというものでございます。法科大学院は3年制と2年制とあるのですけれども、3年制のいわゆる未修者というのは、法学を学んだことのない者を想定したコースです。だからこそ理系の方であるとか、あるいは社会人であるとか、いろいろな人が法曹への道をたどれるというコースなんですけれども、そこで法律の成績であるとか、知識が十分あるかということ等を評価要素としていたのでは門戸が狭められてしまう、そもそも趣旨に合わないということで、北海道大学法科大学院は大学評価・学位授与機構から不適格という評価を受けたということです。

2つ目が千葉大学法科大学院でして、2つあるのですが、1つは成績評価の仕方です。成績評価の仕方に、1回不可になって落とした方は、次の年、もう一回その科目の試験を受けなきゃいけないのですけれども、そのときに前の年の平常点を流用するというのをやっているのが適切ではないのではないかという意見でした。要するに、落としたのであれば、もう一回きちんと履修し直して、その年の履修態度と成績結果をもって評価すべきではないかという考え方ではないかと思います。

成績評価でもう一つは、一部の授業科目で正課外で行われたという特講、実態はよくわからないのですけれども、特講の成績を考慮要素としているというのはおかしいではないかという指摘です。

それからもう一つの問題になった点は、2年コースの入学者、いわゆる既修者認定の問題なのですけれども、既修者試験では法律科目の試験をやっている。憲法、民法、刑法、民訴、刑訴、商法とやっているのだけれども、それによって履修したとみなされる科目の中に法情報基礎、法情報調査の科目があると。それは試験をせずに単位認定をしたようなものなのだから、それはだめだというような指摘でございました。

それから3校目、香川・愛媛連合大学院なのですけれども、法律基本科目の一部の授業科目について、担当している教員の業績が不足している、適切に指導できていないんじゃないか。いわゆる教員に対して不適格を出したということでございます。

それから、一橋大学、上から3番目ぐらいに書いてあるのですけれども、不適合になったんですが、これは法律基本科目に配置されている一部の授業科目について、クラスの学生数が多かったと。50人を標準としなければならないのに、有価証券法、商法の総則だとかに80人で授業をやっている授業がいくつかあったということでございます。ちなみに一橋大学の評価書は、本日お配りしました資料の中に入れておりますので、後でござんいただければと思います。どちらかというとな形式的なもので判断がされているとも言えるものでございます。

以上がご報告でございました。

【本林議長】 大変興味ある報告をいただきまして、ありがとうございました。

当財団については今までのお話で、既に13校の評価を終わって、そのうち早稲田大学と愛知大学から異議が出たという状況がありまして、08年、今年度については上期に7校、下期に7校、合わせて14校の評価をするということで、ちょうど折り返しといえますか、前半が終わったというところです。今までの報告で、いろいろご質問されたい方も

いらっしゃるかもしれませんが、もしございましたら聞かせていただきたいと思います  
が。

今の山本さんの説明で、大学評価・学位授与機構のほうで出されたいくつかの報告書  
の中で、その1つを選んで資料として入れていただいているのでしょうか。

【山本事務局長】 はい。

【本林議長】 資料22の一橋大学大学院法学研究科法務専攻の、これは報告書です  
よね。

【山本事務局長】 はい。そうです。

【本林議長】 これが大学評価・学位授与機構が公表した一橋大学法科大学院について  
の報告書。それから、資料23、慶応義塾大学法科大学院に対する認証評価結果、これは  
もう一つの評価機関の大学基準協会の方の評価を慶応は受けているということで、そのサ  
ンプルを資料として出していただいたと、こういうことですね。これは当日配付ですので、  
これは読んでいただいて、ほかのところはこういう評価結果、あるいは途中の評価の仕方  
とか内容についてどうなんだといった聞き方は、今できる状況ではありませんけれども、  
山本事務局長のほうでこういう3つの評価機関の評価、代表的なものをもう既に比較して  
ごらんになっていると思うのですけれども、委員の先生方に事務局の皆さんが読み比較し  
て、どんな違いを印象として持ったのか、ちょっとそれをご紹介いただければ、議論が少  
ししやすくなるかと思いますが。

【山本事務局長】 財団のものがボリューム的に非常に厚いというのは1つございま  
すが、財団の場合には、事実認定を比較的細かくやるというところはあると思います。実  
際に調査も3日間やって、細かいことをやりますし、それを一生懸命描写するというと  
ころが1つの特徴かと思いますが。

大学評価・学位授与機構のものは、事実がこうであった、ああであったということをお  
まりつぶさには書いておりません。そこは各法科大学院の自己評価書にゆだねているよう  
な印象がございいます。

それから、基準協会のものにつきましては、事実の認定とそれに対する評価を、必ずし  
も明確に書き分けていない点がございいます。どの程度、あるいはどうやって、事実とい  
うか、実態に突っ込んでいるのかというあたりが知りたいところでございいます。

【本林議長】 当財団のものが一番実態に迫っているというか、手抜きしていないとい  
う感じはするのかもしれませんが。大学の自主性ということを尊重して、自己点検というも

のを前面に出して、それをもとに若干評価を加えるということなのか、その自己点検の中身自体にも実態に迫って切り込んでいくのかといったあたりの手法の違い等も結果の中に反映されているかと思えますけれども、まだ資料を十分読み込んでいただいていないので十分な討議ができませんけれども、今申し上げたように、これまでの報告で何かご質問がございましたら、お受けしたいと思えますが。

【千種評議員】　　ここは当財団の認証評価評議会でございますから、そもそもあれこれ聞くのはおかしいかと思うのですけれども、さっき法務大臣が機関によって違うとか、あるいは今の3つの評価機関のやり方について、少し違うところがあるとすれば、どういふふうに違いがあるかというようなお話も聞いたものですから、ちょっと気になったのですけれども、よその機構とか協会は、評価委員会というか、評価委員というものは、どういう構成で、どういう方々がなっておられるか、もちろん実務家も研究者の方も入っておられると思えますけれども、何人構成で、うちは実務家がたくさんそろっていますからいいのですけれども、同じ人が両方の機関に入っていることはないのでしょうか。

【山本事務局長】　　ございます。

【千種評議員】　　ありますか。どういうふうに違うのか、そこの辺がよくわからないものですから。

【山本事務局長】　　他の評価機関の構成ですけれども、確かに実務家もいるんですが、1割とか2割。多くは大学教員によって担われているという状況です。後で評価体制としてどういう方が適切なのかということも資料として用意はしているのですけれども、マスコミの方なりが少しずつ入ってはいるのですけれども、おおむね大学の方が8割程度で運営されているという状況です。

【本林議長】　　学者、実務家以外の一般の有識者の代表のような人は、その評価のチームに入っていない？

【山本事務局長】　　入っております。1名ないし2名。

【本林議長】　　1名か2名。

【山本事務局長】　　当財団の場合、実務家主導の割合が強いかと思えます。

【小島評議員】　　それぞれの機関について、基準というものは何かあるんですか。

【山本事務局長】　　3つの機関とも、文部科学省のつくった認証の基準というのがありまして、こういった事項は評価項目に取り入れるべしというのはございます。ただ、それを取り入れた上で、どういう数値を使うか、形に仕上げるかというのは、評価機関で違い

ます。

【本林議長】 どうぞ。

【由岐理事】 事務局をやらせていただいております由岐です。

いくつかの特徴的な違いというのは、3評価機関をつくることからございました。1つは、自己点検・評価に対する認識の違いでございます。どちらかという、既存の大学においては自己点検・評価が正しいことを前提に評価する。それに対して我々は、大学側の主張だというふうに理解しているところがありますから、自己点検・評価にいろいろな書類などをいただいて、自己点検・評価が正しいのかも我々は評価の基準にしている点が大きな違いだと思います。そのために我々は現地調査というものを重視しております。現地調査の中で、自己点検・評価の内容が正しいかどうか確認している。それに対して、どちらかという、自己点検・評価を基準に、書面審議で内容を確認できなかったところを現地調査するという対応が、残り2機関に特徴的だと思います。その辺はよしあしがあると思います。

2番目が、我々は教育評価に徹しております。例えば現在、問題となっている大学の財務については、全く評価の対象にしておりません。教育だけを評価しようということです。それが、ほかの2機関は財務等についても評価している点で、若干、評価対象の内容が違ってきている。

それと、大学評価・学位授与機構と当財団との考え方に大きな違いがございまして、どちらかという、大学評価・学位授与機構は客観性、公平性を重視するために、数値基準というものを設け、それを基本的に尊重している。我々は、法曹養成教育を行うのが法科大学院なので、実質教育を評価する。実質という聞こえはいいんですけども、向こう側から見ると不公平な面があるじゃないかというふうに言われる可能性はあると思っております。我々がトライアル評価を実施した大きな理由は、いろいろな経験を積まないと、おそらく法曹養成の実質に迫れないだろうということです。トライアルをはじめ、いろいろな経験をさせていただきました。

以上です。

【本林議長】 小島さん、よろしいでしょうか。

【小島評議員】 結構です。

【本林議長】 ほかにはございませんでしょうか。

先ほどご指摘のあった3つの機関の評価報告書が出そろったところでさまざまな意見が

出ている、その問題をどういうふうに財団としてとらえて、今後の対応をしていくのかということについては、後ほど意見交換のところで少し突っ込んでさせていただきたいと思っておりますので、概況の報告は以上で終わらせていただきまして、審議事項の決算報告、予算案、それから事業計画に入りたいと思いますので、その説明をしてください。

【山本事務局長】 活動報告と事業計画は資料の11、決算・予算は資料の12でございます。

資料の11の内容は、先ほどスライドでご紹介させていただきましたものでございますので、省略させていただきます。

予算・決算でございますが、資料の12です。

2007年度の決算でございますけれども、前期の繰り越し1,391万円を含めました収入合計が1億2,167万5,747円。このうち、評価手数料収入が3,875万円でございます。支出の部でございますが、事業費、評価に直接かかるこういった委員会の費用でございますけれども、3,768万9,511円、おおむね評価手数料と見合った金額ではございます。それから、管理費、固定費的な費用だと思いますけれども、4,374万5,017円。あと、文科省からの調査委託研究の余ったお金の返しが270万ほどございました。

トータル支出の合計が8,414万4,813円、2,361万8,493円のプラスでございます。

それから、予算でございますけれども、2008年度の14校、これまでで一番多い評価がございます。収入としましては、評価手数料が4,900万円でございます、そのほかも含めた収入合計が6,900万円。繰り越しの3,753万円を合わせまして、1億660万円程度の予算でございます。

支出が合計8,700万円で、収入が支出を上回る格好になって、入ってきたお金よりも出ていくお金が多いのですが、繰り越しがございますので、2008年度は1,961万円余剰が残るという格好でございます。

決算・予算といいますが、お金の構造としましては、2007年度に日弁連から4,000万円、2008年度に同じく日弁連から2,000万円のいわゆる補助金を受けておりまして、この辺が将来に向けての課題ということでございます。

とりあえず、2007年度の決算と2008年度の予算については以上のとおりです。

【本林議長】 何かご質問あるでしょうか。

例えばこれ、2007年度、2008年度は評価実施校の数が十数校ずつあるので、評価手数料が順調に入ってくるわけですが、2009年度、2010年度になりますと、しばらく空白といいますか、再評価をしたりするものの残りの部分はありますけれども、評価手数料が必ずしもこの2年度のように入ってこないという年度も迎えるわけで、事業費とか管理費のほうは、ある程度のものは出ていかざるを得ないということなので、2008年度予算まではこれで繰り越しが出てきますけれども、そこから先の財政的な展望みたいなものを何かお考えになっていることがあれば、皆さんに話していただければ。

【山本事務局長】 評価料収入をベースに考えますと、5年間に1回評価を受けるということもありまして、今のところ1校当たり350万円、評価料になります。これを見ますと、14校で5,000万円くらいあるわけですが、仮に28校ですと5,000万、5,000万で1億円と。1億円で5年間やっていくという構造になるわけです。これがもう少し、あと14校くらいお客さんが増えれば、あと5,000万で1億5,000万円くらいとなります。農閑期と農繁期で収入が全然違う。支出のほうをそれに合わせて縮めることができればいいわけなのですけれども、どれくらい縮められるかということを検討しているところでございます。これまではこの事業の立ち上がり期でしたので、これに専任で張りつく人間がそこそこ必要だったんですけれども、軌道に乗ってきますと、もう少し労力を分散して、多くの人の力を少しずつ借りながら事業を運営していく方向でということをお考えなければいけないと思っております。ですから、お金の入りを増やす方向では、お客さんを増やす、あるいは評価料を値上げするということもあるのかもしれませんが。出を減らすという方向では、特に人件費を減らしていくと。NPOのように多くの方の力を借りる方向でやっていくことを考えております。

以上です。

【本林議長】 どうぞ。松尾先生。

【松尾評議員】 質問ですが、2007年度決算の項目の中に委託金返還金というのがありますが、これは何ですか。

【山本事務局長】 実は文部科学省から調査研究の委託を受けて、評価のあり方といったものを研究しているわけですが、その予算を1回もらっていたのですが、その余りが出ましたので、それをお返しするということです。

【松尾評議員】 その文部科学省からというのは、収入の部に書いてある調査研究委託費ですか。

【山本事務局長】 はい。

【松尾評議員】 それの剰余金を返還されたと。

【山本事務局長】 はい。

【松尾評議員】 ありがとうございます。

【本林議長】 2007年度の決算、2008年度の予算について、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 ありがとうございます。では、第1号審議事項と、第2番目は承認可決されたということで、お願いします。

それから、3番目の議題ですが、評価委員会の委員の選任についてお諮りします。事務局から説明をお願いします。

【山本事務局長】 資料の15をご覧くださいと思います。大変わかりにくい資料でございますけれども、評価委員会の再任及び新任のリストでございます。

新任の方ですけれども、資料の20、先ほど参照いただきましたパワーポイントのスライドの資料の最後のページをごらんいただければと思います。新任の方が5名です。今回、再任者の中で再任の打診をさせていただきましたところ、今回任期満了でおやめになる方が何名かおられます。1人は法務省の司法法制課長の井上さん、それから、司法研修所検察教官の戸谷委員、それから東京地方裁判所の村瀬判事、お三方は役所の異動の関係もございまして、退任でございます。

そのほかに弁護士の小山稔委員も今回で退任されるということでございまして、それを踏まえまして、こちらの5人の方、九州大学法科大学院の赤松秀岳教授、それから、新しく司法法制課長になりました小山太士氏、それから司法研修所検察教官の岡俊介氏でございます。司法研修所刑事裁判教官の永淵健一氏、それから、日弁連の法科大学院センター委員長の古口章弁護士の5人をご選任いただければと思います。

【本林議長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 では、承認をいただいたということにさせていただきます。

審議事項の4番目、異議審査委員会委員の選任についてお諮りします。説明をお願いします。

【山本事務局長】 資料の16でございます。6名の委員がおられますけれども、全員

再任ということをお願いしたいと思います。

【本林議長】 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 では、異議審査委員会の委員全員、6名の方に再選をいただくということにしたいと思います。

それでは、審議事項の5番目、法科大学院認証評価事業基本規則の改正についてお諮りします。説明をお願いします。

【山本事務局長】 資料の17、法科大学院認証評価事業基本規則でございますが、これの8ページでございます。評価委員会の委員の構成と役員についての規則改正をお諮りしたいと思います。第20条、構成なのですが、現行の規定では20名程度の評価委員及び若干名の幹事をもって構成。評価委員のうち8名程度が法科大学院の専任教員、6名程度が法曹、6名程度が一般有識者を原則とするわけでございます。

ただ、実態としましては、現在28名の委員がおります。これは実際に14校の評価をしておりますと、それなりの人数が必要になるということございまして、実態として28名程度になっていて、これからも同程度の学校の評価をすることが予想されるということ踏まえて、数字を改めるということでございます。

法科大学院の専任教員を5名プラスしまして13名、それから法曹を5名プラスしまして11名という格好にさせていただいております。これが1点。

もう一点は、役員のところでございますが、評価委員会には、委員長1名と副委員長2名を置くというふうになっておりました。これを副委員長若干名というふうに変更させていただければと思います。その趣旨なのですが、現在、委員長1名と副委員長2名でやっていたんですけども、委員長1名、柏木先生なのですが、サバティカルでアメリカのハーバード大学に半年行かれるということで、その間、委員長を副委員長の京藤先生に代行していただくのですが、やはりほかに副委員長が2名いたほうがよかろうと。そうしますと、形の上では副委員長3名となりますので、若干名という書き方にしまして、より柔軟に対応できるようにしたいということでございます。

以上です。

【本林議長】 特にご異論ないでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 では、基本規則の改定は承認されたということにいたします。

その他の審議事項、何かありでしょうか。審議事項としてはほかにないですか。

では、その後の報告事項、意見交換事項というのがございますが、これは先ほど資料の20で、今までの活動の概括的な報告をいただいたんですが、資料の20の2枚目の裏ですね。今後の課題ということでいくつか列記されておりますので、これをご説明いただいてから議論をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【山本事務局長】 財団の評価事業としましては、今、折り返し地点に来ているのですが、その次のサイクルに向けての課題を整理しております。

まず1つは、評価活動自体の改善を図ろうということでございます。評価基準の改善ですね。実際に評価をしております中で、いろいろな問題が出てきておりますので、次のサイクルではもっと実態に沿った適切な評価基準で評価をしていきたいということでございます。

2つ目が、評価方法の改善。現在、非常に大部なものをつくっておりますけれども、もう少し作業を効率化、簡素化しようということもあります。もっと実質的に見なきゃいけないものについては力を入れて、めりはりをつけようということでございます。

3つ目は評価体制の充実。後で紹介しますが、ユーザーの意見を取り入れていく、反映させていくといったようなことを評価体制にどう取り込んでいくかということでございます。

4つ目は、評価対象校の確保。評価料収入の問題だけではないのですけれども、学校によりましては評価機関を変えていくということを言っているところもございます。いつも同じところで受けるのではなくて、交互にやっ払いこうということを言っているところもございますし、財団としましては、いろいろな法科大学院の評価をして、新しいところも評価をしていきたいということもあろうと思います。

最後が財政的基盤でございます。評価料単価を上げるのか、学校を増やすのか、コストを減らすのか、全部を組み合わせ、できるだけ安定的に、できれば日弁連の補助金がなくてもやっていけるような事業体制に向けて改善していく必要があると考えております。

評価活動の改善に加えてもう一つ大きな点が、社会に対する評価の認知度の向上でございます。マスメディア等を通じた情報発信、出版とかシンポ等の活動はこれからも続けていきたいと思っております。もちろんこの中には先ほど報告いたしましたような情勢から見まして、ほかの評価機関との関係をどういうふうに持っていくのかということもあろうと思います。それから、評価としては国際的な団体もございますので、そういう団体との

関係をこれからは考えていかなきゃいけないと思います。

以上が課題の全般的なことをごさいますして、個別問題としましては、次に行きまして、評価基準の改定作業をそろそろ始めなければならないということです。2008年、2009年が第一サイクルをごさいますして、14校の評価をしながらごさいますますが、評価基準については論点整理をします。それから2009年には年内、2009年の12月ごろまでには改定案を確定しまして、パブリックコメントを行う。2010年の早い時期には認証といいますが、文科省の審査を受けまして、官報公告も打った上で、各法科大学院に対する説明会を行う。それで2011年以降の次のサイクルでは、新しい基準によって評価をしていくというふうにしたいと考えています。

全体のスケジュールとしてはこのようなものでごさいますけれども、具体的な課題はこれからおまとめして、お諮りしたいと考えております。ほかの評価機関の評価も出ておりますので、学ぶべきところは学んでいきたいと考えております。

それから、次の評価体制の整備における課題をごさいますますが、現在、評議会、異議審査委員会、評価委員会、評価チームがそれぞれの役割を担っていただいているわけですが、評議会は現在の構成が12名で、大学4名、一般有識者4名、法曹4名。そこで全体の方針と評価基準を決め、さらに異議が出た場合の決定をしていくということをごさいます。

異議審査委員会は異議審査を6名体制でやっております。大学関係者3名、法曹3名。ここには一般有識者は入っておりません。

評価委員会をごさいますますが、先ほどの基本規則を改正した上で見まして、28名ないし30名程度。大学13名、一般5名、法曹11名でやっているわけですが、評価委員会が実際の評価活動、調査活動の中心となっております。実働部隊ですね。ここに一般有識者5名、定員といいますが、目安としては6名なんですけれども、慶應大学経営大学院の高木先生が今回、退任されましたので、その後任者がまだいない状態であります。ここにどういう方に入っていただくのか。それから、一般有識者の方はまだ調査の主査になっていただいていないのですが、調査自体には1名の方に参加いただいておりますけれども、どういう格好で加わっていただくのがいいのかというのがポイントだと思っております。

あと、評価チームとしましては、200名の方に評価員になっていただいている、実際調査に参加していただいておりますが、法科大学院の教員が大半でごさいます。ここに

一般有識者の方に参加いただくのがいいのかとかといった点がポイントになろうと思いません。

それから、先ほど、財団の評価の特徴は事実調査をよくやることだということをご紹介したのですが、負担も結構大変になっておりまして、そういった負担をお引き受けいただけるような、しかもよく調査するといいますが、適切なインタビューをしていただけるような方をどの程度確保するかというのは、調査としては大きなポイントになろうかと思えます。

以上が課題でございます。

今、お手元にほかの評価機関の評価体制といいますが、どういう方が参加しておられるのかということをお配りしております。ご参照いただければと思えます。

【本林議長】 意見交換事項の中にもう一つ、異議申立状況というのが議題のところを書いてありますが、これは今回、当財団の評価の中で、不適格の認定をした愛知大学法科大学院のほうから異議申立てがあったということですね。

【山本事務局長】 はい。

資料の25と26は、関係するものなんですけれども、25は原案に対する愛知大学からの意見書でございまして、資料の26はそれに対する評価委員会の回答でございます。

【本林議長】 そうですか。資料の25がむしろ先に出されたもので、正式の異議申立は4月23日に出了たと、こういうことですね。

【山本事務局長】 はい。既にお手元でございます愛知大学の評価報告書と、それから資料の25、26。資料の25、26を踏まえて、評価報告書はつくられております。

【本林議長】 そうですか。

【山本事務局長】 資料26の報告書に対する正式な異議申立書が資料の19でございます。複雑で申しわけございません。

【本林議長】 逆になっているわけですね。

これは手続的には異議審査委員会のほうで、この前の早稲田大学法科大学院のケースと同じように審査をいただいて、いわば諮問機関としての意見を出していただいて、ここで最終的に議論をする手順になるということですね。

【山本事務局長】 はい。異議審査委員会の第1回が5月29日に予定されております。

【本林議長】 前の早稲田大学法科大学院に比べると、かなり根本的な異議なのでしょう。概括的に二、三点だけ、この異議申立てのよって立つ議論の根拠といいますが、ど

ういう議論がされているのか、今後、委員の方々には、読み込んでいただいております、異議審査委員会からの結論を待って議論いただくのですが、要するにどういうところが問題になっているのでしょうか。

【持田事務局員】

(省略)

【本林議長】 どうもありがとうございました。

今の報告を頭に入れていただき、異議申立書をお読みいただければと思います。

異議申立ては異議審査委員会の結論が出たところで議論いただくとして、先ほど山本さんのほうからご報告があった、3つの評価機関でばらつきがあるのではないかということも含め、法務大臣が記者会見で述べた内容、それから、あるいは中教審の中にワーキングチームを2つつくって、入り口の問題と出口の成績評価の問題、そういった問題について議論をしていこうと、官のほうからいろいろな反応が出ているという話がありまして、このような動きに対して、当財団としてどのような立ち位置といたしますか、スタンスを持って対応すべきなのかということが一番差し迫った問題かと思うんですけども、この辺についてご意見を承りたいと思うんですが、山本さんのほうで何か補足してご説明することありませんか。先ほどの説明でよろしいでしょうか。

認証機関の一本化といいますか、統合みたいな意見がどこから出ているのですか。

【星専務理事】 その方向性を示されたわけではございませんので、それは適性試験を含めて、今後の議論だろうというふうに伺っています。

【本林議長】 どうぞ、ご意見ございましたら。

【松尾評議員】 資料の19が愛知大学からの異議申立書であります、今これを拝見しますと、17ページですけれども、ここに認証評価機関の見解が複数あるのは問題だということを指摘しておられますけれども、これが会議のテーマになる可能性もあろうかと思えますけれども、どういうふうに対応されるでしょうか。つまり、愛知大学はDをもらったけれども、ほかの評価機関であればそうならなかったであろうというご指摘なんです。

【山本事務局長】 ここは一橋大学でも同じようなことをやっているじゃないかと。大学評価・学位授与機構では特に何も問題にされていないのに、何で同じことをやって財団では不適合になるんだということを書いているようなのですけれども、一言でいいますと、よそ様のことは存じ上げませんとしか言いようがないのですが。

【松尾評議員】 それぞれの評価基準自体が抽象的な文言として違っているわけではないのですね。

【山本事務局長】 それぞれの評価機関で評価基準は違います。

【松尾評議員】 違うのですか。

【山本事務局長】 はい。

【松尾評議員】 なるほど。

【由岐理事】 そもそもですね、これをつくるときに、法務省、文科省、我々も加わって、いろいろな議論をさせていただきました。当時の状況を言いますと、国立大学が大学評価・学位授与機構、私立大学が大学基準協会という形で、我々はどちらかというと法曹養成という観点からこの評価に切り込んでいこうということで、いろいろな評価機関があったほうがいいのではないかと考えていました。特に大学の個性、出てくる法曹の個性というものを尊重するときは、評価機関が複数あって、その大学が目指す方向性に合った評価機関を選択してくれればいいじゃないかということで、法律上の要件は共通にするんですけども、それ以外の部分についてはそれぞれの評価機関にゆだねようということになりました。

例えばこの財団が評価の中で一番特徴的なのは、例えば臨床教育の問題です。臨床教育については、この財団は非常に重要視していますけれども、大学評価・学位授与機構はこれを基準に入れていない、あるいは我々の中で法曹養成をきちんとやっているかという評価基準がございまして、これこそ今回の文科省の委託研究の対象なのですから、そういう評価項目があります。ほかの機関は抽象的に法曹養成に沿っていけばいいといった程度で、我々はむしろそこに力点を置いてやっているという点で、評価基準が異なる部分と基本的に共通する部分がある。共通する部分は法令によってここは守らなければいけない。それ以外はそれぞれの3評価機関の特徴をもってやるというのが最初の制度趣旨でした。今、事務局長が言ったように、司法試験対策についてのウエートの置き方が、若干各評価機関で違うのかもしれませんが、それはうちの方としては、それは法曹養成とは違うんじゃないのかという問題提起をずっと当初からしておりまして、ほかの評価機関の位置づけと若干ウエートが違うという理解といたしますか、そういうこともあります。

【本林議長】 さっきの手法の点でも、大学評価・学位授与機構のほうは大学でつくった自己点検書というものをかなり尊重するというか、それでわからないものだけちょっとレビューするという施策。ところが、この財団については、自己点検したその中身自体を

現場に行っているいろいろ調べて、それが本当に客観性があるのか、正確なのかというところまで切り込んで調査をしているというあたりが、手法としてもかなり違うのかなという気がします。

確か司法制度改革審議会の意見書が最終的にできて、これに基づいて法科大学院がつけられ、その認証評価機関というものがつくられたんですが、このときに認証評価機関というのを1つにするのか、複数つくるのかという議論があったんですね。最終的にはその議論では、むしろ複数あって、評価機関としてよりいい法曹をつくるために、認証評価機関も切磋琢磨したほうがいいと。複数あったほうがいいという議論にたしか収斂していったと思うんですね。そういう動きからすると、今回、一本化というのは、言葉はあれですけども、ずれのほうが目立ってきたので、これを何とかすり合わせしていくという動きに官のほうが動き出したというのをどういうふうにとらえるのか、認証評価機関のある意味では競争する状況をより促進していくのか、それともそのばらつきを是正するという考え方の統合のほうに向けて動くのかというあたりは、認証評価機関のあり方自体を決める問題だと思うので、これをどういうふうにとらえるのかということが非常に大事なかなと思っています。

片山さんあたりは、認証評価機関というのは、日本は外部評価というのは特に大学もそうですけども、あんまり受けたくないということなんで、今回のこの財団の切り込み方というのは、ある意味では評価機関としては一番厳しい形で迫っているという感じはするんですけども、ほかの大学評価・学位授与機構等は、できるだけ自己点検を尊重して、最終的な報告書としてはきれいな形でまとめていくという、そういうアプローチのような印象を受けたんですけども、この辺は官と民との手法の違いというか、考え方の違いというか、その辺が出ているのかなという。

【片山評議員】 これは基本的に、日本の官僚の世界にはなじまないんですね。なじまないというか、どっちが悪いかって、官僚のほうが悪いんですけども、官僚の皆さんというのは、評価も含めて全部自分たちが包括的にコントロールしていくんだという意識があるわけです。ところが、外部評価とかこういうものは世界の趨勢ですから、なかったらアクセサリーがないのと同じなので、つくっておかないといけない。制度の建前はつくるんですけども、あまり要らないことを言ってほしくないというのが官僚なので、だから、設置基準だとか、別の体系でもって自分たちがコントロールしていく。これは不具合じゃないかと思うんですけども、世間一般からいうとちぐはぐになっているという不具合が

あったときに、自分たちが責められるという強迫観念があるんですね、文科省なんかにも。だから、何とかしなきゃいけないという、こんなことだろうと思うんです。

特に官僚の生態から言いますと、どこが一番ポイントかということ、設置基準だとか、自分たちが別のルートでオーケーしたものがけちをつけられるというところ、そこはかなり鋭敏、センシティブなんだと思うんですね。さっきどなたでしたか、シラバスどおりにやっているのにペケというのはおかしいじゃないかとあったでしょ、クレームの中に。そういうところが実は多分ひっかかるんだろうと思うんですよ。それは自分たちが批判されているという、愛知大学が批判されているんじゃないで、自分たちが批判されていると受け取ってしまうんですね。そういう点はよく話をされたいんじゃないでしょうかね。彼らは自分たちが批判されていると思っていますから。

そこで、隠れキリシタンじゃなくて、隠れ基本法律科目のシラバスというのがあって、シラバス通りにやっているんですか、授業は。

【持田事務局員】 はい。シラバスどおりにやっているものもあります。

【片山評議員】 そうなると、そのシラバスをもとにオーケーとしている文科省の姿勢と財団の方の指摘との間に齟齬が生じますから、それをどうしていくのかというのは1つのポイントだろうと思いますね。文科省にとっては非常に重要なポイントだと思うんですね。愛知大学にとっては二重基準になりますから、その辺はユーザー、クライアントのためには少し整理しなきゃいけないのかなという気がしますね。だから、文科省との間の意見すり合わせのほうが重要だと思うんですね。どうしてそんなのを認可したんですかという。実際あまり見ていませんから、シラバスの中身は。

【大谷評議員】 どうなんでしょうね。最終的には何らかの行政処分の対象になるわけですね、評価結果が。

【本林議長】 はい。

【大谷評議員】 そうしますと、一種の行政処分なんでしょうから、基準はある程度一致していないとまずいんじゃないかと思えますね。3つある以上、ばらばらで、一方、愛知大学の異議申立てに書いてありますように、一橋でやっているじゃないかと。なぜ自分たちが不適合なのだろうかという疑問は出てくると思うんですね。何ら処分を受けないというのだったらいいですけども、最終的に行政処分の対象になるのだったら、やはりある程度統一しないとまずいのではないかと思えますね。

【本林議長】 不適合となったときに、その後の道行きはどういうことがあり得るんで

したか。

【山本事務局長】 不適合が出ますと、あとは文科省が調査をするわけです。報告を求めたり、あるいはもっと突っ込んでやらなきゃいけないことになれば、赴いて調査をしたりということをした上で、仮に法令にひっかかっているところがあるのであれば、改善勧告なり改善命令を出す、あるいはカリキュラム等の変更命令を出す。極端な場合には設置認可を取り消すということがあるというのが法律のたてつけです。ですから、評価機関による評価はそれらの行政指導なり行政行為を発動する端緒という位置づけにはなるけれども、直接の法律的な効果を持つものではないという認識です。

ちなみに今回、愛知大学に対する不適合の評価を経て、愛知大学が文科省にどうしたらいいのだということを聞きに行きましたら、文科省は、改善の必要があるなら改善しなさい。ただし、変な方向に行ったら困るので、財団とよく相談しながらやれということをしていました。愛知大学は、これから異議申立てをしようとしているところで、そこで相談するのはいかなものかということをしたようです。いずれにせよ、いろいろな対話をしながら事が運ぶんだらうなと考えております。

【片山評議員】 ちょっと変なことを聞きますと、この財団の認可主体はどこでしたか。

【山本事務局長】 財団は法務省です。

【松尾評議員】 愛知大学の申立書自体も、評価機関が複数あることそのものはいいとだというふうに立論しておられますね。ですから、みんな同じにすることは全然違うというお考えでよろしいのかなと思いますけれども。

【小島評議員】 要するに、評価機関と文科省の行政処分との関係が、本来、行政処分の対象になるやつはきちんと法律の中に書いてなきゃいけないわけでしょうから、とすると、こっちの評価機関というのは、よりよい法科大学院をつくるという趣旨だってあるわけでしょうから、その意味では、当評価機関のやり方というのは、ある意味で非常に意味があると私は思うのですけれども、だけど、そこで不適合を出すと、またそっちに行って行政処分だ何だという話につながるとなると、また非常にやりにくいですよ。

【片山評議員】 行政処分の段階になると、多分基準は1つになると思うんですね。

【山本事務局長】 そうですね。

【片山評議員】 文科省でやりますので。だから、評価機関が極端に違ったらいけないでしょうけれども、必ずしも差があってはいけないということではない。それはさっき山本事務局長が言われたように端緒にして、あとは文科省が何かの処断をするかどうかにな

ると、これは1つでしょうね。

【小島評議員】 もう一つおもしろいなと思うのは、ほかの2つの評価機関というのは、多分、法科大学院以外のすべての大学評価をやっているんでしょう、たしか。

【本林議長】 そうですね。

【小島評議員】 おそらくそっちの大学評価との整合性みたいなやつもあるんじゃないかと思うんですね。こちらは決して悪くないんじゃないかと私は思いますけれども。

【本林議長】 文科省が設置基準で認めたシラバスどおりかどうかというのは、取り扱っている範囲がそれにおさまっているということなのか、実態が、書かれたシラバスと違うことをやっているという部分がどれだけあるのかという問題になりますよね。実質的な判定が書いてあったって、そのとおりやっていないとは違うわけですから。

【山本事務局長】 シラバスの記載自体はそれほど詳しく書いてありませんので。

【本林議長】 記載がないのですね。

【山本事務局長】 幅を持って解釈できるようなシラバスであると思います。

【本林議長】 それを形式的な基準として見るのか、実質的に幅があっても、お上としては趣旨を体現したものになっているかどうかで、その辺の捕まえ方が違うのかもかもしれませんね。

【山本事務局長】 そうですね。

【片山評議員】 あと、役人の心理としては、自分たちの縄張りで自分たちがいいと言ってきた世界につかつか入り込まれた感じがあるんですね。自分たちが無意識に慣例としてやってきたところに、原理を突きつけられたというのもあるのですね。それは嫌なのでしょうね。ですけども、評価ってそもそもそういうものですからね。それにこれから耐えてもらわなきゃいけないのですから。基本的に大学と文科省というのは業界団体ですから、役人的、縄張りの的に言えば、そこに法務省関係の力が入ったという、すぐそういうとらえ方をしたがるのですよ。

【本林議長】 こういう文科省の動きに対して、特に法務省が何か意見を言っているということはないのですか。

【山本事務局長】 ないですね。

【本林議長】 それはしないのですか。

今の皆さんのお話からすると、この財団のよさというものを基本的には押し出ししながら、あんまり不合理に違うところを是正するということについてはフレキシブルだけれども、

基本的な考え方自体は、言うべきことは言っていくという方向ですかね。

【片山評議員】 いい機会ですから、答案練習だとか、予備校化している部分をどう評価するのかというのは、意見交換されたらいいと思いますね。それは本来の趣旨じゃないでしょと、私なんかはそう思うのですね。だから、現実の要請と、ある程度理想的な姿との間のギャップというものが出ているわけですから、それだったら意見交換されたらいいのではないですかね。そんな理想論を言っても、と大体そう言うんですよ、みんな。そんなもんですよって言うのですけどね。でも、やっぱり理想をなくしてしまったら、ほんとうに予備校になっちゃいますからね。

最近、答案練習って言わなくなったんですね、いろいろな大学で。トレーニングとったり、きょうは何でしたか、文章作成ですか。

【持田事務局員】 向こうの言葉では起案と。

【片山評議員】 何かお役所みたいですけどね。

【本林議長】 山本さん、この法務省の鳩山さんの記者会見の中で、特にきょうの議論の中で皆さんの意見を伺うのに適するようなポイントというのは何かあるのでしょうか。

【山本事務局長】 第三者評価機関が複数あることに対する疑問を提起したという部分は、これまでになかった動きだと思いますので。

【本林議長】 あり方そのものについて検討すべきだというのは、いくつもあるという状態を放置するのかという疑問ですかね。

【千種評議員】 ただ、私は弁護士会の法科大学院の検討委員会のほうにも出ているのですが、そこでも似たような、究極的には同じ議論になるのですね。司法試験にどれだけ合格させるかということも関連して、競争が激しくなれば、学校生命にかかわるから、教育の内容じゃなくて、運営のほうに口を出す、たくさん受からないと学校がつぶれると。詰めていくとそういうことになってきますね。だから、それを評価の上でどういうふうにこちらが改善していくか、我々は中身を言うのですけれども、法務省とはいっても、法務省は政府機関ですからなかなか言わないのですけれども、実際は司法試験の中身をやっているのは最高裁の司法試験委員会ですからね。司法試験委員会というものに、法務省はついてはいますけれども、中でやっている人は半分以上が裁判官に偏った、と言っては悪いのですけれども、教育専門家ですから、結局は法科大学院に対して何か物を言うとするれば、司法が言うか、文科省が言うか。文科省のほうは、学校全体の組織経営の形式的な処理がどうしても先んずる。司法のほうは、何と言ったって中身を大事にする。これは根本的に対

立というよりは、違うことをやっているわけですね。

ですから、いつもそこで聞いていたけれども、これはどっちの肩を持つとか、そういう問題じゃなくて、両方が一緒になって、両方を目指さないといけない問題だから、議論しなくてはしょうがない。それには司法試験も含めて、5年、10年かけてやるつもりでないと、新しい制度は完成しませんよということは、いつも言っているんだけど、結局そこへ行っちゃうのではないかと思います。そこで片一方が遠慮したり、相手のことを気にしたりというようなことではなくて、向こうのほうだって言いたいことがあるとおっしゃっていただければいいわけで、それで法曹の中身がよくなるといけない。司法試験合格者を3,000人にするだとか、就職難だとか、現象的なことは出てきます。そういうことを何も隠して黙っているという必要はない。そういう現象も含めて議論していただいたほうがいいと思うのだけれども、そこをどっちかにしようというのは無理なのではないかなと私は思いますね。だから、こちらがいかにかDをつけても、行政処分はしないと文科省に開き直られてしまったら、これは議論にならないので、法律的に言えばそういうことになるかもしれませんが、中身をもう少し充実するようにしてほしいという主張は、当財団としては言わなくてはならないのではないかなと思います。

【大谷評議員】 医師の国家試験の場合、レベルの低いところでは受験勉強をさせているんですね。そうしないと受からないですからね。1回目で5割も受からないというところがありますね。そうすると、受験を何年間か遅らせて、その間、徹底的に受験勉強をさせるんですね。文科省はそれを知っていると思いますよ。それはいかんとは言えませんよね。同じ問題もあると思うんですね。その勉強がなぜいけないのかということを検討しないといかんわけですね。前の非常に難しいときの受験勉強と、今は3倍か4倍の倍率のときの受験勉強とは違うと思うんですね。だから、私はこの認証評価、受験に偏重というところ、これを非常に強調されたのは、その後はあまり大きく伝えられていませんね。ですので、これは最初だから取り上げたのしょうけれども、日弁連のほうは受験ということについては非常に重視しているという点に関心を寄せられたのかなと思ったり、これは全くの勘ぐりでありますけれどもね。

【小島評議員】 さっきの千種先生のお話というのは、司法試験の中身がもう少し変わっていかないと、こういう問題はなくなるという側面もあるということでしょうか。

【千種評議員】 そっちにも問題があるということはありませんね。

【小島評議員】 私もそんな気がしたんですけれども。

【千種評議員】 法科大学院の理念に忠実であろうとしたら、司法試験だって変わるべきではないかという議論は常にあるんです。やっている先生方がどういうことを考えて問題をつくっているのかわからないんですけどね。

【中村評議員】 ただ、新しい司法試験問題というのは、前の古いときのとは違って、資料をたくさん見せてそれを分析させたりしていますので、同じ受験勉強といっても、前の旧試験のときの予備校がやっていた受験勉強と、今回、愛知大学が言っているような文章作成能力というのは大事だというのはちょっと違う点もあるのですが、頭からけしからんということにはならないのではないかなと思うのですが。

【千種評議員】 そういう面と、短答式が受からないと見てくれないということがありますからね。短答式にたくさんの学生が受かるということは、学校の宣伝になるので、あれは広告みたいなものです。だから、ほんとに受かるかどうかというのは、必ずしもパラレルにいていまして、短答式でたくさん受かっても、論文で落ちる人もいる学校があります。だから、そこら辺がもっとちゃんと両方が受かるようなものが理想なのかもしれませんね。短答式というのは、技術的な訓練もしないと受からないですね。まず、私どもが受けたら受からない。弁護士会のシンポジウムの研究会なんかに行くと、先生方が壇上で、もし私が受けたら受からないって、みんなおっしゃいますよ。ですから、そういう時代の変化もありますけれども、今テレビだって全部クイズ方式でしょ。だから、感覚的に世代が違いますから、ほんと言え、学校教育からやり直さなきゃいけないわけですが、そこまで行くと、議論が大きくなっちゃって。

【大谷評議員】 思い切って短答廃止と。

【千種評議員】 いや、私どもも一時期運動をしていたんですよ。30年ぐらい前でですけども。

【本林議長】 少なくとも足切りの恐怖というのは、受験者みんながひしひし感じているようで、それを通らないと最初のハードルを超えられないから、知識偏重のいろいろなものを勉強しなきゃならない。その足切りをもっともっと緩やかにして、そうすると、後の論文の採点をする人がたくさん見なきゃならないから大変なんですけれども、最終的には論理的な物の考え方とか、そういったものを判断するのは、どうしても論文のほうですから、そっちのほうをできるだけたくさんの方が受験できるような、必要最小限の足切りという方向は一つの解決の方向かなと思っています。

先ほど今後の課題ということでいくつかご指摘をいただいたんですが、評価基準をどう

いうふうに変えていくかとか、これはもう少し評価委員会のほうで議論をしていただいて、最終的にこのところをこういうふうに変えたいという、いろいろな今までの評価の実績を踏まえた案が上がってくるだろうと思うので、それを待って議論したいと思いますし、財政的な基盤等は、これはここで議論する材料が十分がないので、評価体制の充実ということで、さっきの大学評価・学位授与機構等では、大学の先生がほとんどで、法曹実務家は大体1割か2割で、一般の方は非常に少ないという状況でやっていて、当財団については、評議会では大学、一般、法曹、大体4名ずつということで、ここでいろいろなきょう議論をいただいているような基本的な方向とか、評価基準の決定等をしてきて、異議審査委員会は大学関係者と法曹が3名ずつ、あと実際に評価をする評価委員会のほうは、大学関係者が12から13名、一般が5名か6名、法曹が11名から13名ぐらいとか、そういう構成でやっているわけですが、できるだけこの評価の場面で社会における認知度を高めるためには、ほんとうは一般の方、有識者ができるだけ評価体制の中にメンバーとしてたくさん入っていただくということが大事だろうし、ユーザーがだれかという問題もあるんですけれども、そういう一般有識者の方が国民、あるいは学生も含めたユーザーサイドを代表していただいているとすると、そういう方にできるだけ入っていただくような方策をどういうふうにするか。具体的な人選などで、事務局等もかなり悩んでいるようですが、この辺について事務局としてもう少し要望、こういうふうにしたいと考えているのだというところを出していただいて、最後5分ぐらい議論して終わりたいと思うんですけれども。

【山本事務局長】 本日お手元にお配りしました資料です。資料の27 1に大学評価・学位授与機構の評価をなさる方々の帰属といたしますが、属性が書かれています。27 2が大学基準協会のそれです。

大学評価・学位授与機構は、(3)で書いてあります分科会、第1部会、第2部会、第3部会、第4部会、第5、第6、第7部会、それぞれで1つないし2つの大学をもって評価しております。こういった中に一般の方という意味では、消費生活専門相談員、司法評論家、国民生活センター理事、教育ジャーナリスト、労働政策研究・研修機構、いろいろな方がいます。この財団の場合にも、評価に携わる中に、こういった方をもう少し充実させていく必要があると思います。

大学基準協会では、それぞれの分科会にオブザーバーとして一般有識者の方を入れております。オブザーバーというのはどういう位置づけなのか、必ずしも明らかでないのですが、こういった関与の仕方もあるのかなと。

特に評価の現場に近い作業になりますと、一般有識者の方でも相当に問題意識なり、ご関心をお持ちの方じゃないと難しいかなと思っておりまして、どういった分野の方がいいのかなというのが1つ考えどころだと思っております。世間一般で言いますと、司法問題に対する関心はそれなりに高まっていると感じるのですが、「行列のできる法律相談所」だとか、あるいは昨今の光市の事件だとか、あるいは裁判員だとか、一般の方の関心を高めるようなイベントとか情勢があると思うんですが、どうしても法曹を養成する現場にまでご関心をお持ちの方をどの分野から求めるのがふさわしいのか。

ほかの機関を拝見しますと、現役のメディアの方がオブザーバーなり委員として入っておられるようなのですが、その辺はどういうふうに考えたらいいいのかなというのはございます。社会的認知度を上げるという意味では、こういった活動の中をごらんいただいて、メディアに載せていただくという面がひょっとしてあるのかもしれないです。

【本林議長】 今の当財団の評価委員会には、メディアの方はいらっしゃらない？

【山本事務局長】 飯室さんがいらっしゃいます。

【本林議長】 飯室さんがいらっしゃるのか。東京新聞の。

【山本事務局長】 はい。

【本林議長】 前に議論したときに、これから団塊の世代が会社をやめられて、そこで企業経験とか、いろいろな法務経験をたくさん積んだ方に随分時間の余裕ができてきて、こういうものに関心を持っていただけるなら、そういうところはかなり人材の供給源があるのではないかという議論もあったのですが、その辺にもうちょっと掘り出しが必要なのかなという気もします。必ずしも現役の企業とか消費者団体とか、現役の方々はなかなか時間をつくれないうということもあるので。

評議会の大学、一般、法曹4人ずつという、この辺のバランスは特に現状で事務局としてはいいと。むしろ評価委員会の中に、現実の評価現場を踏まえて、そこで評価を徹底的に議論する、そういう中に一般の有識者の方々にもう少し入っていただいて、そういう経験を踏まえて、世の中にある意味で認知度を高めていただく役割も担っていただければと、こういうことなんだろうと思うのですが。

これはここですぐ結論を出すということではないので、これは問題点だけ認識をしていただいて、なお引き続きご議論をいただくということにさせていただきたいと思います。

ほかに事務局、ちょうど5時ですが、よろしいでしょうか。

【山本事務局長】 こちらのほうは結構です。

【本林議長】 審議はこれで終わらせていただきますが、私、2004年に日弁連会長を退任してから、この評議会の議長を丸4年やらせていただきまして、私の後も日弁連の会長、2年任期の方が何人も出てきていらっしゃいます。確かに私のときに法科大学院をどういふふうな形で作るか、その立法等も含めて、議論する中に私も参画をしていたということがございますが、この評議会、それから評価委員会、それから事務局も含めまして、非常にすばらしいメンバーの方々に集まっていたいただきまして、非常に有益な議論、それから実績も挙げていただきまして、ほんとうにありがたいと思っております。私も4年ぐらいの任期がちょうどいいところだと思っておりますので、これ以上引き続きやるというよりも、バトンタッチをして新しい方に引き継ぎをしたいと思っております、4年間、皆様方に大変お世話になりました、ありがとうございますということでお礼を申し上げますと思います。ほんとうにどうもありがとうございました。

それから、阿部先生はきょうご欠席で、中村先生。

【中村評議員】 4年間勉強させていただきました。ありがとうございました。

【本林議長】 あと、事務局から連絡事項は、特にありますか。

【山本事務局長】 この評議会のメンバーでございますけれども、新任の方が3名、5月21日の財団の理事会で選任されることになっております。事実上のご紹介を申し上げますと、中央大学の永井和之総長、それから東京大学副学長、高橋宏志先生、それから、前日弁連会長の平山正剛先生のお三方でございます。よろしく願いいたします。

【本林議長】 それでは、以上をもって第9回の認証評価評議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。